

指導監査等の実施結果一覧（平成30年9月1日以降実施分）

令和3年3月15日現在

No.	社会福祉法人名	指導監査の実施状況等				改善状況
		監査種類	監査実施日	文書指導の有無	文書指導の要旨	
1	めぐみ会	一般	R2.12.23	有	・理事会議事録について、出席監事全員の署名又は記名押印が必要となる、監事1名のみ署名となっていたものが散見されたため、今後は遺漏なく署名又は記名押印を求めること。	改善済
2	北見睦会	一般	H30.11.8	無	指摘事項無し	
3	北海道仕愛会	一般	R2.11.30	無	指摘事項無し	
4	北見福祉事業協会	一般	R3.1.29	無	指摘事項無し	
5	遊子社	一般	R3.1.18	無	指摘事項無し	
6	北見保育協会	一般	R1.10.16	無	指摘事項無し	
7	北見愛育会	一般	H30.10.23	有	・監事の理事会出席義務が適正に果たされていないため、今後は出席義務について履行させること。	改善済
8	北見福祉会	一般	R1.11.25	有	・評議員会の開催にあたっては、法令及び定款の規定に基づき開催すること。	改善済
9	北見有愛会	一般	R2.6.30	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人として、法制度への理解度や運営への意識を高め、課題及び問題点について法人一丸となって改善に取り組むこと。</li> <li>・また、組織内の業務分担を明確にし、内部牽制機能を確立させるなど、透明性が高く効果的かつ効率的な法人運営に努めること。</li> <li>・評議員会の開催にあたっては、日時、場所、議題等を理事会で決議すること。</li> <li>・出席義務を果たせるような理事の選任を行うか、理事会の日程を調整すること。</li> <li>・出席義務を果たせるような監事の選任を行うか、理事会の日程を調整すること。</li> <li>・監事について、職責を果たせるような監事の選任を行うか、理事会に参加できるよう開催方法等を改善すること。</li> <li>・招集通知については法及び定款に基づき適切に通知することとし、やむを得ない場合には招集通知の省略手続きをとること。</li> <li>・理事に対する報酬については、報酬規程に基づいた支給を行うこと。もしくは理事会及び評議員会で承認決議を行い、報酬規程の見直しを行うこと。</li> <li>・多額の借財については理事会の決議を受けること。</li> <li>・議事録に、出席理事及び監事の署名又は記名押印を求めること。</li> <li>・法人本部の所在地変更について速やかに登記すること。</li> <li>・当初予算を適正に編成した上、やむを得ず予算との乖離が生じる場合には速やかに補正予算を編成すること。</li> <li>・内部牽制に配慮した管理運営体制を構築すること。</li> <li>・注記すべき事項について、遺漏なく注記に記載すること。</li> </ul>	改善見込み
10	きたの愛光会	一般	R1.5.17	無	・随意契約を含む契約行為については、経理規程及び関係通知に従い適正に行うこと。また、契約の更新にあたっては妥当性について十分に検討すること。利益相反取引に該当する場合には理事会における事前承認と事後報告を適正に行い、議事録に記載すること。	改善済
11	北見慈恵会	一般	R1.11.12	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2回以上欠席が連続した理事について、理事会への出席が果たされるよう改善を図ること。</li> <li>・定款及び報酬等の規定について、実情に合わせた改正を行うこと。</li> </ul>	改善済
12	萌木の会	一般	R2.2.5	無	指摘事項無し	
13	愛和会	一般	R2.11.16	無	指摘事項無し	
14	川東の里	一般	H30.11.15	無	指摘事項無し	
15	北の大地	一般	H31.2.22	有	・利益相反取引後の理事会報告を適正に行い、経過の詳細を議事録に記載すること。	改善済
16	あいの社	一般	H30.10.31	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員会の招集に係る事項について、理事会で決議を行い議事録に記載すること。</li> <li>・法人登記における登記事項の変更について、変更が発生してから2週間以内に変更登記を行うこと。</li> </ul>	改善済
17	北陽会	一般	R2.1.22	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借物件について、早急に安定的・継続的な経営を維持する観点から、賃借権の設定を行い登記する等、適切な対応を行うこと。</li> <li>・随意契約については経理規程及び関係通知に従い適正に行うこと。また、予定価格については適正な積算を行うこと。</li> </ul>	改善済
18	北見市社会福祉協議会	一般	H30.12.20	無	指摘事項無し	
19	治恵会	一般	R1.7.24	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切で透明性の高い法人運営が図られるよう、職員・役員等が一丸となり、各種規程の見直しや業務分担の適正化を早急に実施すること。</li> <li>・社会福祉法人が所有する不動産についての不適切な運用に対し、改善を完了させるほか、再発防止を徹底すること。</li> <li>・評議員及び役員報酬支給の実態に沿った定款及び報酬等規程の改正を行うこと。</li> <li>・随意契約については経理規程及び関係通知に従い適正に行うこと。また、契約の更新にあたっては妥当性について十分に検討を行うこと。</li> </ul>	改善済